

令和7年度 諏訪市農作業標準労賃・機械作業料金

(単位：円)

作業項目	単 位	摘 要	金 額
一般農作業	1 時間当り		9 9 8
剪定作業	1 時間当り		1, 5 4 0
田植え機作業	1 0 a 当り		1 3, 5 0 0
〃 (側条施肥)	〃		1 4, 3 0 0
〃 (苗運搬)	〃		3, 6 0 0
バインダー作業	〃	結束紐付き	1 2, 7 0 0
ハーベスター作業	〃	補助なし 脱穀のみ	1 0, 6 0 0
コンバイン作業 (結束なし)	〃	補助なし	2 6, 4 0 0
〃 (結束あり)	〃	〃	2 8, 9 0 0
〃 (粃運搬)	〃	〃	3, 9 0 0
耕起作業 (1 回目)	〃	トラクターと ロータリー	1 0, 0 0 0
〃 (2 回目)	〃	〃	9, 2 0 0
畦ぬり	1 8 m 当り	機械	1, 5 0 0
代かき作業	1 0 a 当り	トラクターと 代かきハロー	1 0, 5 0 0

※ 一日あたり実労働時間8時間を基準とします。

※ 稲の倒伏田の割増料金は、倒伏の程度により最高10割とします。

※ 耕起作業は、半年に1回のサイクルで1年間で2回行うことが望ましいとされています。1年間で2回実施される場合は上記表のとおりとし、それ以外の場合は1回目と同等とします。

※ この農作業労賃・機械作業料金は標準です。労働時間の長短や過重な労働、特殊作業、急を要する作業、作業のしづらい耕地などの場合はこの限りではないので、両方で話し合って決めて下さい。

※ 消費税は別途となります。

諏訪市農業委員会